

「健康保険被扶養者調書」に添付する証明書類

対象者		証明書類	書類の入手先	
配偶者	収入なし	①平成30年度所得証明書(非課税証明書)【写し不可】	市区町村役所	
	収入あり	パートタイマー アルバイト など	①直近3ヶ月分(平成30年6月～8月)の給与明細書の写し ※注1)～注5)参照	勤務先
		自営業者 不動産収入のある方 年金受給者 (老齢、遺族、障害等)	①平成30年度所得証明書(課税証明書)【写し不可】 ②平成29年分「確定申告書の写しと収支内訳書の写し」 ③直近の年金振込書の写し または 直近の年金額改定通知書の写し	税務署 年金事務所
子女	収入なし	学生	①在学証明書【写し不可】または 学生証の写し	在学先
		学生以外	①平成30年度非課税証明書【写し不可】	市区町村役所
	収入あり	学生	①在学証明書【写し不可】または 学生証の写し ②直近3ヶ月分(平成30年6月～8月)の給与明細書の写し ※注1)～注5)参照	在学先 勤務先
実居 父	収入なし	パートタイマー アルバイト など	①平成30年度所得証明書(非課税証明書)【写し不可】	市区町村役所
		自営業者 不動産収入のある方 年金受給者 (老齢、遺族、障害等)	①直近3ヶ月分(平成30年6月～8月)の給与明細書の写し ※注1)～注5)参照 ②平成29年分「確定申告書の写しと収支内訳書の写し」 ③直近の年金振込書の写し または 直近の年金額改定通知書の写し	勤務先 税務署 年金事務所
	収入あり	パートタイマー アルバイト など	①平成30年度所得証明書(課税証明書)【写し不可】 ②平成29年分「確定申告書の写しと収支内訳書の写し」 ③直近3ヶ月分(平成30年6月～8月)の給与明細書の写し ※注1)～注5)参照	税務署 年金事務所
別居 母 姉 妹	収入なし	パートタイマー アルバイト など	①平成30年度非課税証明書【写し不可】 ②直近3ヶ月分(平成30年6月～8月)の送金証明書 ※注6)参照	市区町村役所
		自営業者 不動産収入のある方 年金受給者 (老齢、遺族、障害等)	①平成30年度所得証明書(課税証明書)【写し不可】 ②平成29年分「確定申告書の写しと収支内訳書の写し」 ③直近3ヶ月分(平成30年6月～8月)の給与明細書の写し ※注1)～注5)参照 ④直近3ヶ月分(平成30年6月～8月)の送金証明書 ※注6)参照	勤務先 税務署 年金事務所
	収入あり	パートタイマー アルバイト など	①平成30年度非課税証明書【写し不可】 ②直近3ヶ月分(平成30年6月～8月)の送金証明書 ※注6)参照	市区町村役所
同居 義父母 ※注7)	収入なし	パートタイマー アルバイト など	①平成30年度非課税証明書【写し不可】 ②住民票(被保険者と続柄の記載があるもの)【写し不可】	市区町村役所
		自営業者 不動産収入のある方 年金受給者 (老齢、遺族、障害等)	①平成30年度所得証明書(課税証明書)【写し不可】 ②平成29年分「確定申告書の写しと収支内訳書の写し」 ③住民票(被保険者と続柄の記載があるもの)【写し不可】 ④直近の年金振込書の写し または 直近の年金額改定通知書の写し ⑤住民票(被保険者と続柄の記載があるもの)【写し不可】	勤務先 市区町村役所 税務署 年金事務所 市区町村役所
	収入あり	パートタイマー アルバイト など	①平成30年度非課税証明書【写し不可】 ②住民票(被保険者と続柄の記載があるもの)【写し不可】	市区町村役所

<注意事項>

- 注1) 給与明細書の写しは、支払月(平成30年6月～8月)のものを提出してください。
- 注2) 給与明細書の写しは、給与支払者と給与支払先が記載されているものの提出が必要です。
- 注3) 給与明細書の写しは、通勤手当の支給額が記載されたものを提出してください。
- 注4) 直近3ヶ月(平成30年6月～8月)の給与明細書に通勤手当の支給額の記載がない方は、通勤手当の支給額が記載された給与明細書の写しも合わせて提出して下さい。
- 注5) 通勤手当の支給のない方は、「健康保険被扶養者調書」の備考欄に、通勤手当なしと赤字で記入してください。
- 注6) 送金証明書は、銀行振込の控え、銀行等の通帳の写し、現金書留の写しなどで、送金者と受取者が記載されているものを提出してください。
なお、送金額は扶養家族1人について、月7万円以上でありかつその額が扶養家族の収入以上であることが必要です。
- 注7) 義父母は、被保険者の方と同居していることが扶養家族として認定する要件となります。

